

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）
（環境省）

制 度 名	地球温暖化対策税を含む税制のグリーン化
税 目	地球温暖化対策税
要 望 の 内 容	<p>環境省は、これまでも低炭素化社会の実現のため、CO₂に着目した課税が効果的であるとの基本的考え方の下、新税の創設を要望してきた。今般、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とし、2020 年までに 1990 年比で温室効果ガスを 25%削減するという新しい目標が表明され、あらゆる政策を総動員して実現を目指していかなければならない中、下記「骨子案」のような地球温暖化対策税の平成 22 年度からの導入を図る。</p> <p>地球温暖化対策税は、環境の観点から税体系を再構築する税制のグリーン化の根幹をなすものであり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税による CO₂ 削減に加え、課税により確保した税収を地球温暖化対策に使うことで、CO₂ 削減への二重の効果と、環境関連産業の成長を通じた経済活性化をともに期待できる ・家庭部門や、運輸部門の多くの部分、各部門にわたる小規模事業者を含め、幅広い分野で CO₂ 排出削減効果を期待できる <p>ことから、25%削減のための最重要な政策手段の一つである。</p> <p style="text-align: center;">地球温暖化対策税の骨子</p> <p>【課税対象】 原則として、ガソリン、軽油、LPG、石炭、天然ガス、重油、灯油、航空機燃料といった全ての化石燃料を対象に、幅広く負担を求める</p> <p>【税率】 全体として CO₂ 削減効果、地球温暖化対策に必要な所要財源を勘案しつつ、税率を設定 各化石燃料間で極力 CO₂ 排出量に応じた税負担に近づけることを旨としつつ、各化石燃料の担税力や他の主要国の課税の状況、国際的な税負担のバランスも勘案 各化石燃料ごとに、環境関連税制として従来から位置付けられ、事実上 CO₂ 削減効果を発揮している既存税制の負担も視野に入れつつ検討</p> <p>【課税の段階、納税義務者】 家庭を含めた幅広い分野をカバーし、執行が容易・確実となるような簡素性を考え、原則として原油・石炭等の輸入者・採取者に課税（現行の石油石炭税の徴税システムを活用） 自動車燃料については、 ・他の主要国でも他の化石燃料に比べ高率の課税が行われていること ・国内排出量取引制度で直接にカバーされない運輸部門の多くの部分には CO₂ 削減効果が働かないこと から、これに加えて、他の化石燃料より高い負担を求める（現行の揮発油税等の徴税システムを活用した上乗せ課税）</p> <p>【既存税制との関係等】 自動車の車体課税については、一層の制度のグリーン化を検討 現行の石油石炭税における原油と石炭、天然ガスの税率格差については、新たな地球温暖化対策税と合わせた全体の負担を均衡化することを検討 次年度以降、国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考に、排出量取引に参加している事業者の負担の軽減措置を検討 国際競争力強化等の観点からの特定産業分野への配慮や低所得者等への配慮については、まずは、用途となる歳出・減税に対応した上で、個別に減免の必要性を検討 現行石油石炭税において減免対象となっている以下の分野については、減免の必要性を検討 ・製品原料としての化石燃料 ・鉄鋼製造用の石炭・コークス ・農林漁業用 A 重油</p> <p>【使途】 CO₂ 削減等に効果のある地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることがとすが、特定財源とはしない 例えば、チャレンジ 25 プロジェクトをはじめ、 ・革新的技術開発と既存先進技術の普及 ・太陽光発電、バイオマスなど新エネルギー対策 ・省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進 ・住宅・設備・機器等の省 CO₂ 化 ・建築物・設備・機器等の省 CO₂ 化 ・集約型・低炭素型都市構造の実現 ・低炭素型交通システムの構築 ・次世代自動車の導入促進 ・森林吸収源対策 ・地方、国民の取組の支援 ・国内対策を補う海外クレジットの取得 これらの施策を通じて、国際的な低炭素社会への流れに一早く対応した経済構造を形成し、経済に好影響を与える</p>

		減収見込額 (平年度)	- 百万円
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>政策目的</p> <p>すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とし、2020年までに1990年比で温室効果ガスを25%削減するという鳩山政権の新しい目標の達成を図る。</p> <p>施策の必要性</p> <p>国連気候変動首脳会合（平成21年9月22日）において、鳩山総理大臣より、温室効果ガス排出量の削減目標として2020年までに1990年比で25%削減をめざす旨表明したところであり、この新しい目標を実現させるため、本要望に係る措置を講ずる必要がある。</p> <p>要望の措置の妥当性</p> <p>地球温暖化対策税は、二酸化炭素を排出するすべての主体に対して公平に排出削減への経済的インセンティブを与えることができ、規制等他の施策と比較して、公平性、透明性、効率性、確実性の観点から優れている。</p> <p>また、欧州主要国においては、既に同様の税制が導入され、温室効果ガス排出量の削減効果が現れており、本要望に係る措置を講ずることが適当である。</p>		
	今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	環境・経済・社会の統合的向上
		政策の達成目標	2020年までに1990年比で温室効果ガスを25%削減するという鳩山政権の新しい目標の達成を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	-
		同上の期間中の達成目標	-
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-	

	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	-
	租税特別措置の適用実績	-
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	平成 17～21 年度税制改正要望において、要望を提出。	